

大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議設置要綱

平成25年3月18日 24福介発第13868号区長決定
改正 平成28年4月1日 28福介発第10081号部長決定
改正 令和4年2月22日 3福高発第12279号部長決定
改正 令和5年1月4日 4福高発第11611号部長決定

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」（以下これらを「計画」という。）を一体的に検討し、策定し、推進するため、大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の作成及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 地域ケア会議に関すること
- (4) その他区長が必要と認める事項

(委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員（以下「委員」という。）21人以内で構成する。

- (1) 学識経験者・弁護士
- (2) 保健医療
- (3) 福祉
- (4) 地域
- (5) 区民

2 前項第5号に規定する委員は、一般公募により選出する。

3 計画策定時等の必要に応じて、区長は第1項に掲げる人数を超えない範囲内で特別専任委員を委嘱することができる。

4 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する特別専任委員の任期については、委嘱の日から委嘱の日の属する年度までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。ただし、初回については、区長が招集する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、必要な事項を答申する。
- 3 推進会議は、必要と認める場合は、計画に対し、区長に提言することができる。
- 4 推進会議は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進会議には、第2条各号に規定する事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門部会の委員として会長が推薦し、区長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を推進会議に報告する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、必要と認める場合は、部会委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進会議及び専門部会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、推進会議又は専門部会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議案に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定に基づき推進会議又は専門部会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議又は専門部会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進会議及び専門部会の庶務は、福祉部高齢福祉課及び福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。